平成２５年（フ）第１５８号
奈良県生駒市山崎新町８番13―402号
債務者　濱崎　　安
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７６号
奈良市西大寺野神町２丁目２番６―201号
債務者　玉置千賀子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
愛媛県松山市中村３丁目５―14　ネオコーポ大西203号室、住民票上の住所愛媛県松山市鷹子町694番地８
債務者　菊地　廣眞
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
愛媛県今治市吉海町本庄2481番地、前住所愛媛県今治市吉海町福田1832番地７
債務者　窪田　守弘
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第９５号
福岡県久留米市野中町1223番地１　野中町ハウス201号
債務者　宮原　吉孝
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８１号
大分市坂ノ市南３丁目16番26号　小野アパート103
債務者　清本鉄雄こと　韓　　鐵雄
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８２号
大分市坂ノ市南３丁目16番26号　小野アパート103
債務者　清本文子こと　金　　文子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
大分市中央町３丁目２番24号　筑後屋ビル603
債務者　猪谷真美子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
宮崎市吉村町大町甲1935番地16　翠ケ丘参番館107号
債務者　白浜絵里佳（旧姓下馬場）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３１号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅23棟11号
債務者　島中　光希
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６１号
宮崎県延岡市出北２丁目８番８―102号　工藤アパート
債務者　御荘　邦子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市吉野町4219番地１
債務者　冨田　正子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目16番８号　東和館905号
債務者　元田　初枝
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市吉野町4219番地１
債務者　冨田　雄治
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道浦河郡浦河町堺町東４丁目３番19号
債務者　中村知榮子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
　　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
岩手県花巻市南万丁目591番地３
債務者　白藤奈々江
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
　　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４７号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3475番地５
債務者　榎本　繁治
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係